

日本農学アカデミーによる遺伝子組み換え作物の 試験研究に関する経過報告

三輪 睿太郎

日本農学アカデミー副会長、(独)農業・生物系特定産業技術研究機構理事長

1月22日の毎日新聞で「北海道が遺伝子組み換え作物の栽培について、研究機関を含め、すべての屋外栽培の中止を求めてゆく方針を固め、2005年4月に条例化を目指す」という報道があった。また、茨城県でも遺伝子組み換え作物の屋外栽培を規制する措置を検討中との報道があった。北海道の方針を示した「北海道における遺伝子組み換え作物の栽培に関するガイドライン骨子(案-平成16年1月)」の内容をみると、昨年、(独)農業技術研究機構の北海道農業研究センターほかいくつかの研究機関及び、一般農地での遺伝子組み換え作物の栽培について、一部団体による反対運動があり、その影響を受けた政治的判断が強く出ているように思われる。

すなわち、第一に、遺伝子組み換え作物のもつ危険性や消費者などの不安の指摘に関しては、反対運動家などの意見・主張のみを反映した認識に立っており、科学的見解はほとんど反映されていない

め、遺伝子組み換え作物に対し極めて歪曲した認識に立っていること、第二に大学、試験研究機関等の構内圃場における遺伝子組み換え作物の試験栽培に関しては文部科学省、農林水産省等が策定した安全性に関する指針に従って行われていることを評価せず、北海道は全面的に栽培を中止させる意向があらわれている。

他にも、色々な面において、問題が感じられたが、基本的にはこの2点については、農学関係者から意見を申し述べるべきであり、これは日本農学アカデミーにふさわしい事業ではないかと思い、山下会長、林副会長、役員諸氏と相談し、「遺伝子組み換え農作物に関する見解と研究開発に対する規制強化に反対する要請」をとりまとめ、2月16日に高橋はるみ北海道知事、2月27日に橋本昌茨城県知事に対して要請と説明を行った。経過は以下のとおりである。

- 1月26日 (独)農業生物資源研究所の岩淵理事長と(独)農業環境技術研究所の陽理事長と論点を整理。
- 1月27日 山下会長に相談し、要請書提出についての賛意と手順についての了解を得て要請書の文案を作成。
- 1月29日 山下会長、林副会長、松田副会長はじめ、アカデミーの役員に文案をお示しした。複数の方から賛意ならびに修文を含む建設的なご意見を頂戴した。菅野茂先生からは、かつて編集された『学術の動向』(2001年8月号)の特集のご紹介をいただいた。また、北海道在住の会員には特別に相談に乗って

ただいた。その中で大田原高昭先生は高橋知事の特別顧問というお立場であり、親切な助言と貴重な修文意見を下さった。

併せて、農林水産省農林水産技術会議事務局からも情報の提供などを受け、当方との意見交換のなかで、要請先を具体的な動きのある道県にしぼること、総合技術会議議員にも状況説明を行うことなどが決まった。

2月5日 北海道農政部の担当者が(独)農業技術研究機構の北海道農業研究センターを来訪し、道の方針を説明、質疑に応じた。試験研究機関を含めて屋外栽培の中止を求める方針を述べ、科学的な根拠よりも多くの道民、議会などからの要請に対応する措置という趣旨で質疑はかみ合わないままだったという。

2月12日 要請文が確定し、会長、副会長、役員に連絡

2月16日 14:00~14:45 日本農学アカデミー会員である丸山清明北海道農業研究センター副所長、飯塚俊彦北海道グリーンバイオ研究所長が道庁に麻田農政部長を訪れ、知事あての要請書を提出、説明。なお、要請文は知事その他、3名の副知事を含め道庁内の13関係部署に配布。(資料1)

道は即答は避けたが、研究段階での栽培についても農政部長の対応は極めてかたくなであった。なお、条例の中に研究について特例条項を設けるかどうかは検討するという発言があった。

2月18日~2月25日

北海道知事に対する「遺伝子組み換え作物の試験研究に関する要請」に関連して、日本農学アカデミーの理念と活動及び今回の要請の趣旨を総合科学会議の各議員に説明。

2/18 11:00~11:40 岸本忠三、大山昌伸の両議員-林・松田・三輪

2/18 17:00~17:50 黒川清議員-松田・三輪

2/24 10:30~11:00 阿部博之議員-林・松田

2/25 17:40~18:00 黒田玲子議員-三輪

各議員は日本農学アカデミーの見解と要請の趣旨を理解、原子力や先端医療科学などの分野で、国民と科学者に知識と意識のギャップがあり、科学者から積極的な説明努力が一段と必要になっていること、それについて総合科学技術会議も重視して方策を講ずることが必要と認識すること、また、地方公共団体が科学界と疎遠であり、とかく歪曲された判断が行われることの問題も一部の議員から指摘された。組換え作物の安全性についての科学的認識を日本学術会議に諮問されたらどうかという提案もあり、これについては農林水産省の幹部に伝えた。

2月24日 農林水産省が「第1使用規程承認組換え作物栽培実験指針」を策定・公表(資料2)

2月27日 午前11:15~11:45に水戸市茨城県庁に岩淵農業生物資源研究所理事長、

陽農業環境技術研究所理事長及び三輪が橋本昌茨城県知事を訪れ、知事あての要請書を提出、説明。

県知事への要請は友好的に行われ、農政部では研究段階での栽培について規制する方針はないと思われる。

3月5日 北海道高橋知事から、山下会長あてにガイドラインを策定した旨の文書（資料4）

策定されたガイドラインは骨子案とくらべて以下の点で改善されたと思われる。

① 基本認識にバイオテクノロジーの研究開発の有用性が加えられた。

② 対応方針では

道による開放系栽培計画の調査—道による中止の要請—要請に反して栽培しようとする者には周辺農家の一般作物との交雑などを防止するための万全な措置を講ずることを要請、というように、中止の要請が先行する道の認識は変わらないものの、「万全な措置を講ずることを要請する」を道の最終行為としている。

また、「道が把握できなかった栽培が判明したときには、すみやかな調査、栽培の中止と処分を要請」と強行的な要請を「把握できなかった栽培」に限定している。

③ 今後の取組の中で

遺伝子組換え技術に関する情報を消費者はじめ道民に積極的に提供し、正確な知識の普及及び啓発に勤める、としたほか、「試験研究機関が研究ほ場で行う遺伝子組換え作物の栽培に係る試験については、その実験条件を別途検討する」と明記している。

今回は、緊急の対応であったため、会合による討議や合意の確認ができなかったことは残念であった。それにもかかわらず、役員や関係する会員とは、電話、メール、ファックスを駆使して充実した協議ができたのはひとえに皆様のこの問題に関する賛意と日本農学アカデミーの

行動に対する共感のおかげだと思っている。ご理解とご協力に感謝します。

終わりに、日本農学アカデミーによる要請が先駆けとなり、その後、関係団体からの要請が北海道に対して相次いだことをご参考までに申し添えます（資料3）。

資料1

高橋 はるみ 北海道知事 殿

遺伝子組換え農作物に関する見解と研究開発に対する規制強化に反対する要請

2004年2月16日

日本農学アカデミー会長 山下 興亜

会
長
印

作物の遺伝子を操作して的確に作物の形質を改良する技術は従来の手法に比べて格段の可能性と有用性をもつため、世界的に注目され、2003年には遺伝子組換え作物が6770万ヘクタールに作付けされるようになりました。さらに、有用遺伝子の確保、DNA操作手法の高度化、遺伝子組換え作物の作出と選抜などが激しい競争化で行われています。

我が国では2002年に世界の最高精度でのイネゲノムの解読、2003年にイネの完全長c-DNA30000個の確保を米国、仏国、英国、中国、韓国、タイ、インドなどの国際共同研究をリードしつつ終わりました。そのことにより、イネ、コムギ、トウモロコシなどの人類の重要穀類の有用遺伝子の確保に先進的な地位を築いた他、アラブドブシゲノム解析の推進により、野菜類の有用遺伝子の確保がすすめられつつあります。

また、我が国は独自のDNA操作手法の開発をすすめるとともに、高い光合成能、病虫害抵抗性、低温、高温、乾燥、湿潤などの環境ストレス耐性など、作物生産の向上に決定的な影響を及ぼす形質を導入した作物品種や、医薬成分や健康機能を向上させる成分に富む新規産業用植物を開発しております。

一方、DNA操作の手法から想定される危険性に対しては、これまでの他の新技術導入に比べてきわめて厳しい検証に基づいて策定された安全性確認ルールの着実な実施により回避され、安全性は科学的に確保されています。

食品に対し、その安全性が確保されたとはいえ、安心できない、嫌いであるという消費者が商品を選別できるように表示制度も制定されました。

すなわち、わが国では遺伝子組換え農作物についても前提である安全性の確保と価値評価を市場に委ねる体制が確立されております。

また環境影響上の安全性も確認されたものでなければ生産・流通できません。試験研究機関でも文部科学省、農林水産省が策定した指針に従い、研究段階に応じて閉鎖系、隔離圃場、開放系と定められた環境で試験栽培が行われています。これらの指針に基づく環境安全性確保のルールは本年2月19日の「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の施行後は同法に基づくこととなります。

これらの措置をとって栽培される遺伝子組換え作物に対して、地域から生産される

農産物のイメージが悪くなるとする一部団体の主張には科学的な根拠が認められません。

私たちは機会あるごとに、いわれる心配や危惧にたいし丁寧に説明し、国民による理解を深めてまいりました。また、試験研究の現場では試験研究の推進については自治体や住民などに極力説明するとともに、質疑に対しては理をつくした説明をすることにより、理解を得てすすめております。その結果、多くの国民から遺伝子組換え農作物に対する科学的な理解を得ております。

それにもかかわらず、一部の地方自治体では遺伝子組換え作物の試験研究を事実上阻害するような規制を検討する動きがあることが報道されております。

私たちは、このことが、人類の叡智が生んだ新たな科学技術の進歩と普及を不当に妨げ、結果的に農業者、消費者が享受すべき受益の芽を摘むものとして憂慮しております。

私たちはこのような憂慮にたって次の二点を要請いたします。

1. 遺伝子組換え作物のもつ危険性の指摘にたいしては、科学者の見解を求め、正しい認識に立った的確な判断をされること
2. 大学、試験研究機関等の構内圃場における遺伝子組換え作物の試験栽培に関しては文部科学省、農林水産省等が策定した指針^(注)に従って行われていることを十分配慮し、さらなる規制に関しては慎重に検討されること

(注) 文部科学省：「組換え DNA 実験指針」及び農林水産省：「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」。これらに基づく安全性確保のための仕組みについては、本年2月19日の「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の施行後は同法に基づくこととなる。

第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針の策定について

遺伝子組換え作物を用いた栽培実験の生物多様性影響のおそれがないことについては、カルタヘナ法^(注)による第1種使用規程の承認を通じ確保される仕組みとなっています。

この生物多様性影響のおそれがないことの確保とは別に、同種栽培作物等との交雑や混入の防止、情報提供などについては、これまでは独立行政法人毎に個別の対応がとられていたところ です。

このため、農林水産省所管の独立行政法人がカルタヘナ法に基づき承認された第1種使用規定に沿って実施する栽培実験を対象として、その栽培実験が国民の理解の下で円滑に行えるよう、遺伝子組換え作物の栽培実験上の留意点及び情報提供についての指針を農林水産技術会議事務局長が策定することとし、昨年11月より、「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」検討会（鈴木昭憲座長。以下「検討会」という。）を開催して検討を重ねてきたところ です。

今般、検討会の結果を踏まえ、別添のとおり「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」（以下「指針」という。）を策定いたしましたのでお知らせします。

指針については、農林水産省が所管する独立行政法人に通知する他、関係する行政機関、団体等にも広く参考として通知することとし、農林水産省が所管する独立行政法人以外の試験研究機関でも、その円滑な実施のために参考になるものと考えております。

指針が遵守され、国民理解のもとで円滑な栽培実験が行われるよう、指針の適正な運用に努めてまいります。

注：カルタヘナ法とは「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」をいう。

お問い合わせ先

農林水産技術会議事務局技術安全課企画班
担当者 飯田、上原、湊上

代 表：03-3502-8111

内 線：5091、5094、5095

直 通：03-3501-3780

ホームページ：<http://www.s.affrc.go.jp/docs/genome/genome.htm>

第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針

第1 総則

1 目的

本指針は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に、関する法律」（平成15年法律第97号（以下「カルタヘナ法」という。）第4条又は第9条の規定に基づき第1種使用規程の承認を受けた組換え作物（以下「第1種使用規程承認作物」という。）を用いて自ら又は委託を受けて行う栽培実験（以下、単に「栽培実験」という。）の実施に当たり遵守すべき事項を定める。

2 定義

- (1) この指針において「同種栽培作物等」とは、第1種使用規程承認作物と交雑可能な同種並びに近縁の栽培作物として、第1種使用規程承認作物ごとに別表に定める栽培作物をいう。
- (2) この指針において「研究所等」とは、農林水産省所掌に係る試験研究を行う独立行政法人の各研究所及び各研究センターをいう。
- (3) この指針において「食品安全性承認作物」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）により厚生労働大臣が定める安全性審査の手続きを経た旨の公表がなされた第1種使用規程承認作物をいう。
- (4) この指針において「飼料安全性承認作物」とは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に基づき定められた「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」により農林水産大臣の確認を受けた第1種使用規程承認作物をいう。
- (5) この指針において「栽培実験区画」とは、栽培実験で用いる第1種使用規程承認作物を栽培する区画をいう。

第2 栽培実験の実施

1 栽培実験計画書の策定

栽培実験を行おうとする研究所等は、第1種使用規程承認作物ごとに次の事項を記載した栽培実験計画書（以下、単に「計画書」という。）を策定するものとする。なお、研究所等に複数の栽培実験の計画がある場合には、それらを包括して研究所等としてひとつの計画書を策定して差し支えないこととする。

- (1) 栽培実験の目的、概要
- (2) 使用する第1種使用規程承認作物に関する事項
 - ア 作物の名称
 - イ 第1種使用規程の承認取得年月日又は第1種使用規程が承認申請中である

場合には申請中である旨

ウ 食品安全性承認作物又は飼料安全性承認作物の該当性

- (3) 栽培実験の全体実施予定期間、各年度ごとの栽培開始（移植を行うものにあつては移植をいい、移植を行わないものにあつては播種をいう。以下同じ。）予定時期及び栽培終了予定時期
- (4) 栽培実験区画の位置（研究所等内等の区画配置関係）及び第1種使用規程承認作物の栽培規模
- (5) 同種栽培作物等との交雑防止措置に関する事項
 - ア 交雑防止措置の内容
 - イ 隔離距離による交雑防止措置を採る場合の隔離距離内の同種栽培作物等の栽培区画の位置
 - ウ 食品安全性承認作物又は飼料安全性承認作物でない場合のモニタリング措置の内容
- (6) 研究所等の内での収穫物、実験材料への混入防止措置
- (7) 栽培実験終了後の第1種使用規程承認作物及び隔離距離内での同種栽培作物等の各年度毎の処理方法
- (8) 栽培実験に係る情報提供に関する事項
- (9) その他必要な事項

2 交雑防止措置

研究所等の外の一般農家が栽培する同種栽培作物等との交雑及び研究所等の内で栽培している同種栽培作物等との交雑を防止するため次のいずれかの交雑防止措置を採るものとする（開花までに栽培実験が終了する場合は除く。）。

(1) 隔離距離による交雑防止措置

隔離距離による交雑防止措置を採る場合は、次の措置を採るものとする。

- ア 当該栽培実験対象作物ごとに、同種栽培作物等と次に定める隔離すべき距離以上隔離するものとする。

表

栽培実験対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離
イネ	20m
ダイズ	10m
トウモロコシ （食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。）	600mまたは防風林がある場合は300m
西洋ナタネ （食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。）	600mまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとして、栽培実験対象作物の周囲に、1.5m巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400m

イ イネ及びダイズについて、食品安全性承認作物でない又は飼料安全性承認作物でない第1種使用規程承認作物が栽培実験対象作物である場合には、以下によりモニタリング措置を実施するものとする。

① 指標作物の栽培

- i) 研究所と外部との境界近くに交雑を確認するための同種栽培作物等（以下「指標作物」という。）を開花期間が重複するように栽培する。
- ii) 栽培実験に用いる第1種使用規程承認作物の開花期間に、指標作物の開花期間が重複していることを確認する。

② 交雑確認の方法

交雑しているか否かの確認は、指標作物の種子を収穫し、そのうち少なくとも1万粒を抽出（キセニア現象が生ずるものについては、抽出した1万粒のうちキセニア現象が生じている種子を抽出）し、次のいずれかの方法により確認するものとする。

- i) 栽培実験対象作物の導入遺伝子を特異的に検知できるPCRなどの分析方法
- ii) 栽培実験対象作物の導入形質が薬剤耐性の場合、薬剤耐性の有無による確認

(2) 隔離距離によらない交雑防止措置

隔離距離が定められている作物の栽培実験であって隔離距離による交雑防止措置を採らない場合又は隔離距離が定められていない作物の栽培実験である場合には、第1種使用規程承認作物について次のいずれかの交雑防止措置を採ること。

ア 開花前の摘花、除雄又は袋かけ

イ 開花中の風、訪花昆虫による花粉の移動を防止できるネットによる被覆又は温室内での栽培

ウ 学識経験者の意見を聞いて農林水産技術会議事務局長が定める措置

3 研究所等の内での収穫物、実験材料への混入防止措置

研究所等の内での収穫物、実験材料へ第1種使用規程承認作物が混入することを防止するため、以下の措置を採ること。

(1) 栽培実験の種子、種苗の分別管理等

ア 栽培実験に用いる第1種使用規程承認作物の種子・種苗は、その他の作物と区分して保管・管理すること。

イ 育苗や播種、定植の準備を行う際に他の作物の種子・種苗に混入しないよう措置すること。

ウ 種子・種苗の管理場所から栽培実験区画に運搬する際には、他の区画への種子・種苗のこぼれ落ちを防止すること。

エ 第1種使用規程承認作物の種子・種苗が、野鳥等の食害により拡散しないよう留意すること。

(2) 栽培実験に用いた機械施設等の洗浄等

ア 栽培実験に使用する機械施設等は専用のものを用いるか、栽培実験に係る各作業の終了後に洗浄・清掃を行うこと。

イ 栽培実験区画から機械を搬出する際には、栽培実験区画内で機械に付着している土や種子・種苗を払い落とすこと。

(3) 第1種使用規程承認作物の収穫物の管理等

第1種使用規程承認作物の収穫物については、その他の作物の収穫物と厳重に区分して保管・管理すること。

(4) 栽培実験終了後の第1種使用規程承認作物等の処理等

第1種使用規程承認作物及び当該栽培実験が隔離距離による交雑防止措置を採る場合に隔離距離内で栽培された同種栽培作物等(以下「第1種使用規定承認作物等」という。)の栽培実験終了後の処理等は次によること。

ア 当該年度の栽培実験終了後、研究目的で必要とするもの以外の第1種使用規程承認作物等は全て栽培を行っていた区画への鋤込み、堆肥化、焼却その他植物体を再生しないような処理を行うこと。

イ 第1種使用規程承認作物等の処理を行う場合に研究所等の外又は栽培を行っていた区画外に搬出する必要がある場合には、運搬中に第1種使用規程承認作物等がこぼれ落ちることを防止するよう措置すること。

(5) 第1種使用規程承認作物等を栽培した区画での後作の収穫物の取り扱い

第1種使用規程承認作物等を栽培した区画に次期作あるいは次年度作として栽培した作物の収穫物は、前作の第1種使用規程承認作物等を開花前に抜き取る場合その他当該区画の収穫物に第1種使用規程承認作物等が混入しない明確な理由がある場合を除き、第1種使用規程承認作物等の収穫物と同様に処理すること。

第3 栽培実験に係る情報提供

1 栽培実験を開始する前の情報提供

(1) 計画書の公表

栽培開始の1ヶ月前までに、計画書の内容を研究所等のホームページに掲載し、プレスリリース等を行うこと。この際、説明会の開催についてもあわせて周知するものとする。

(2) 説明会の開催

計画書の公表後、できる限り早く説明会を開催すること。

(3) (1) 及び (2) のフォローアップ

計画書について意見が寄せられた場合には、計画書に記載した内容について、

科学的根拠や関連する情報をわかりやすく説明するなど、情報提供と意見交換に努めること。

2 栽培実験の経過等に関する情報提供

(1) 栽培実験の経過に関する情報提供

栽培実験の経過について適宜ホームページに情報を掲載するとともに、見学会を開催するよう努めること。

(2) 栽培実験を終了した後の情報提供

ア 当該年度の栽培実験区画での栽培が終了した時は、栽培が終了した旨及び栽培実験の結果の取扱い等につきホームページに掲載すること。

イ 第1種使用規程承認作物等について、計画書に記載した方法による処理を終了した時は、その旨をホームページに掲載すること。

ウ 栽培実験の結果について公表の準備が整った時は、その概要についてホームページへの掲載や説明会等を適宜行うこと。

第4 栽培実験に係る管理体制の整備

研究所等は、栽培実験の実施に当たっては、管理体制を次により整備するものとする。

1 栽培実験責任者の指名

研究所等の長は、栽培実験責任者を指名することとし、次の事務を総括させるものとする。

- ① 計画書の策定（計画書の策定に必要な研究所等内の調整を含む）
- ② 計画書の実施状況の確認
- ③ 作業管理主任者等の栽培実験の作業を担当する者への計画書の周知徹底
- ④ 情報提供主任者等の情報提供を担当する者への研修の実施
- ⑤ 作業管理主任者、情報提供主任者との連絡を密にし、不測の事態が生じた場合の速やかな情報把握と適切な措置の実施

2 作業管理主任者の指名

研究所等の長は作業管理主任者を指名し、次の事項を行わせるものとする。

- ① 第1種使用規程承認作物の種子・種苗、収穫物の管理
- ② 交雑防止措置がこの指針に従って適正に行われていることの確認
- ③ 混入防止措置がこの指針に従って適正に行われていることの確認
- ④ 栽培実験終了後の第1種使用規程承認作物等の処理等がこの指針に従って適正に行われていることの確認
- ⑤ ①から④の事項を行うための連絡体制の整備

3 情報提供主任者の指名

研究所等の長は情報提供主任者を指名し、情報提供主任者に次の事項を行わせるものとする。

- ① 栽培実験に係る情報提供がこの指針に従って適切に行われていることの確認
- ② ①の事項を行うための連絡体制の整備

第5 その他

1 科学的知見や運用結果等に基づく見直し

本指針は策定時以降における科学的知見の充実や指針の運用結果等を踏まえ、その内容を見直すことが適当である場合には適宜見直しを行うものとする。

2 カルタヘナ法における経過措置の適用

カルタヘナ法附則第2条第3項の規定に基づき、当該第1種使用等に係る承認がなされたものとみなされる組換え作物については、本指針上、第1種使用規程承認作物とみなす。

別表

第1種使用規程承認作物	左の作物の同種栽培作物等
イネ (<i>Oryza sativa</i> L.)	イネ (<i>Oryza sativa</i> L.)
ダイズ (<i>Glycine max</i> L.)	ダイズ (<i>Glycine max</i> L.)
トウモロコシ (<i>Zea mays</i> L.)	トウモロコシ (<i>Zea mays</i> L.)、 テオシント (<i>Zea mays subsp.mexicana</i>)
西洋ナタネ (<i>Brassica napus</i>)	西洋ナタネ、ナバナ等 (<i>Brassica napus</i>)、 ハクサイ、カブ、コマツナ、チンゲンサイ、ツケ ナ類等 (<i>Brassica rapa</i>)、 カラシナ、タカナ等 (<i>Brassica juncea</i>) カイラン (<i>Brassica alboglabra</i>)
トマト (<i>Lycopersicon esculentum</i> Mill.)	トマト (<i>Lycopersicon esculentum</i> Mill.)
ワタ (<i>Gossypium hirsutum</i> L.)	ワタ (<i>Gossypium hirsutum</i> L.)
アルファルファ (<i>Medicago sativa</i>)	アルファルファ (<i>Medicago sativa</i>)
バレイシヨ (<i>Solanum tuberosum</i>)	バレイシヨ (<i>Solanum tuberosum</i>)

参考1

「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」
検討会委員名簿

(五十音順、敬称略)

犬伏 由利子	消費科学連合会副会長
岡 三徳	農業環境技術研究所生物環境安全部長
吉川 肇子	慶應義塾大学商学部助教授
黒田 秧	農業・生物系特定産業技術研究機構作物研究所長
鈴木 昭憲	秋田県立大学学長（農林水産技術会議委員）
鈴木 正彦	青森県グリーンバイオセンター所長
高田 彰二	全国農業協同組合連合会営農総合対策部長
中島 卓介	日本大学生物資源科学部国際生物資源研究室教授
中村 靖彦	明治大学客員教授、農政ジャーナリスト
西尾 剛	東北大学大学院農学研究科教授
日々 忠明	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
渡邊 秀一	日本生活協同組合連合会安全政策推進室長

参考2

検 討 経 過

時 期	内 容
平成15年 11月18日	農林水産技術会議 検討会を開催して遺伝子組換え作物の栽培上の留意点、情報提供についての指針等を検討することを決定。
11月26日	第1回検討会 ○ 遺伝子組換え作物をめぐる動きについて ○ 第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針の考え方について（意見交換）
12月22日	第2回検討会 ○ 第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針（案）について
12月26日～ 平成16年 1月23日	第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針（案）についての意見・情報を募集
2月23日	第3回検討会 ○ 第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針（案）及びパブリック・コメント手続に寄せられた意見・情報について

資料3

北海道に対して行われた主な要請（農業環境技術研究所による整理）

(NP0)北海道バイオ産業振興協会（HOBIA）（富田房男 会長）

遺伝子組換え作物の道民的理解推進への要望書

1月23日、北海道知事あて

<http://www2.snowman.ne.jp/~hobia/board/youbou.htm>

(NP0)北海道バイオ産業振興協会（HOBIA）（富田房男 会長）

北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン骨子（案）への意見書

1月30日、北海道知事あて

<http://www2.snowman.ne.jp/~hobia/board/ikensho.htm>

(社)農林水産先端技術産業振興センター（STAFF）（渡邊 格 会長）

「北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン骨子(案)」に対する意見書

2月12日、北海道知事あて

<http://web.staff.or.jp/data/ivent/200402/13-2004021710064217856.pdf>

(財)バイオインダストリー協会（JBA）（別府輝彦 会長）

「北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン骨子(案)」への意見

2月13日、北海道知事あて

<http://www.jba.or.jp/pdf/ikensyo-hokkaidogmo.pdf>

(独)農業・生物系特定産業技術研究機構（三輪睿太郎 理事長）

「北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン骨子(案)」に対する意見書

2月18日、北海道知事あて

<http://www.naro.affrc.go.jp/topics/ikensho-gm.pdf>

(独)農業環境技術研究所（陽 捷行 理事長）

「北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン骨子(案)」に対する意見書

2月19日、北海道知事あて

<http://www.niaes.affrc.go.jp/magazine/mgzn047.html#04710>

食安第10451号

平成16年3月5日

日本農学アカデミー

会長 山下 興 亜 様

北海道知事 高橋 はるみ

北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドラインの策定について
このことについて、別添のとおりガイドラインを策定しましたので、趣旨をご理解
の上、ガイドラインに沿った取組について、特段のご配慮をお願いします。

連絡先：農政部道産食品安全室

食品安全グループ

電 話：011-231-4111

内線27-657、27-691

F A X：011-232-7334

北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン

〔平成16年3月5日〕
北海道

1 背景

- (1) 近年、道内では、一般の農家での遺伝子組換え大豆の栽培や国の試験研究機関における開放系での遺伝子組換えイネの栽培実験が相次いだことなどにより、遺伝子組換え作物に不安を持つ消費者団体や生産者を中心に栽培中止などを求める声が高まっており、昨年12月には第4回北海道議会定例会において、遺伝子組換え作物の非承認などを求める意見書が採択されたところである。
- (2) 一方、農林水産省は、本年2月の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）の施行を踏まえ、所管する独立行政法人の栽培実験を対象に周辺的一般作物との交雑などを防止するための指針（第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針）を策定したところである。
- (3) こうした状況の中で、道は、当面、道立農業試験場における実用品種の育成を目的とした遺伝子組換えの研究を見合わせるとともに、「食」に関する条例（仮称）案の中で遺伝子組換え作物の栽培を規制する方向で検討を進めている。

2 ガイドラインの策定に当たっての基本認識

- (1) 遺伝子組換えなどバイオテクノロジーの研究開発は、将来的な本道の産業振興に有用であり、積極的な取組を進めることが必要と考えている。
- (2) しかし、道民はもとより全国の消費者が、遺伝子組換え食品に強い不安感を抱いており、また、遺伝子組換え作物の花粉の飛散による一般作物との交雑などが懸念される。
- (3) こうした状況の中で、道内において、開放系で遺伝子組換え作物の栽培が行われることは、道産食品に対する風評被害や本道農業の著しいイメージダウンにつながる恐れがある。
- (4) このため、道としては、道内における開放系での遺伝子組換え作物の栽培について、消費者や生産者などの理解を得ながら慎重に対応することが必要と考えている。

3 目的

このガイドラインは、遺伝子組換え作物の花粉の飛散による一般作物との交雑などを防止するとともに、道産食品に対する消費者の安全・安心・信頼を確保し、北海道ブランドの一層の向上を図るため、道内における遺伝子組換え作物の開放系で

の栽培に関する道としての対応方針などを示すものである。

4 ガイドラインの位置付け

- (1) 遺伝子組換え作物の栽培の規制については、平成16年度中の提案を予定している「食」に関する条例（仮称）案の立案の中で別途検討を進めているが、このガイドラインは、2に掲げる基本認識を踏まえ、早急に対応することが必要であることから、当面の間の対応方針として示すものである。
- (2) ガイドラインの目的を達成するためには、生産者や試験研究機関をはじめ、市町村や農業団体などの理解と協力が必要であり、それぞれの立場で、このガイドラインに沿った積極的な取組を期待するものである。

5 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインの適用範囲は、道内における開放系での遺伝子組換え作物の栽培とする。

※ 「開放系での遺伝子組換え作物の栽培」とは、施設、設備その他の構造物の外の大気、水又は土壌中に遺伝子組換え作物が拡散することを防止するために執る措置（カルタヘナ法第2条第6項に規定する措置を言う。）を執らないで行う遺伝子組換え作物の栽培をいう。

6 道としての対応方針

道は、道内における開放系での遺伝子組換え作物の栽培について、市町村や消費者団体、農業団体などの関係機関及び関係団体などと連携及び協力しながら、次に掲げる対応方針に基づき対処する。

- (1) 道は、開放系での遺伝子組換え作物の栽培について、2に掲げる基本認識を道内における生産者や試験研究機関等に対して周知する。
- (2) 道は、毎年度、市町村や農業団体などの協力を得て、生産者や試験研究機関等を対象に翌年度における開放系での遺伝子組換え作物の栽培に係る計画を調査するとともに、その調査の結果の概要について道民に情報提供を行うものとする。
- (3) 道は、(2)の調査により、開放系での遺伝子組換え作物の栽培に係る計画を把握した場合には、当該作物の栽培を行おうとする者に対して、2に掲げる基本認識を説明した上で、その栽培を中止するよう要請を行うものとする。
- (4) (3)の中止の要請にもかかわらず、開放系での遺伝子組換え作物の栽培を行おうとする者に対して、道は、周辺農家の一般作物との交雑などを防止するための万全な措置を講じるよう、要請を行うものとする。
- (5) 道は、現に把握していない開放系での遺伝子組換え作物の栽培が行われていることが判明した場合は、市町村や農業団体などの協力を得て、速やかに栽培の実態に関する調査を実施し、栽培者に対して、当該作物の栽培の中止及び処分の要請を行うものとする。

(6) 道は、開放系での遺伝子組換え作物の栽培が行われた場合は、必要に応じて周辺農家における花粉の飛散による一般作物との交雑などを確認するための調査及び分析を行うものとする。

7 今後の取組

- (1) 遺伝子組換え技術に関する情報を消費者をはじめ道民に積極的に提供し、正確な知識の普及及び啓発に努める。
- (2) 試験研究機関が研究ほ場で行う遺伝子組換え作物の栽培に係る試験については、その実施条件を別途検討する。
- (3) (2) の検討は、「食」に関する条例（仮称）案の検討の中で行うこととし、同条例案の提案を予定している来年2月までに結論を得る。

